

公務員関係判例研究会 平成 26 年度 第 2 回会合 議事要旨

1. 日時 平成 26 年 9 月 18 日 (木) 15:00~16:45

2. 場所 中央合同庁舎 8 号館 8 階特別中会議室

3. 出席者

(会 員) 秋山弁護士、石津弁護士、植木弁護士、上野弁護士、牛場弁護士、大田黒
弁護士、大森弁護士、木下弁護士、木村弁護士、高田弁護士、田中弁護士、
松崎弁護士、森末弁護士、山田弁護士、山本行政訟務課付検事 (五十音順)
(事務局) 内閣官房内閣人事局 川淵内閣審議官、福田内閣参事官、平山人事制度研
究官、安藤調査官、伊藤争訟専門官、高橋争訟専門官

4. 議題：最近の裁判例の評釈

○ 専門スタッフ職への異動が任命権者の裁量権濫用に該当するか否かが争わ
れた裁判例について

5. 議論の概要

(1) 最初に、会員の一人から、次のとおり、議題に関する報告が行われた。

- 本件事案における転任処分は、同等の職制上の段階に属する官職間の異動であ
り、「降任」処分には当たらない。
- 「転任」処分が、純粋な意味での水平異動か、あるいはその実質が「降任」(不
利益)に該当するのかは、実質的にどのような待遇を受けることになるかなど、
個々の実態に基づいての判断が必要となる。
- 原告(控訴人)は、俸給の特別調整額が支給されずに経済的な不利益を被って
いると主張するが、このことを転任処分に係る裁量権行使の逸脱濫用を基礎づけ
る事情として考慮することは、専門スタッフ職を導入した趣旨に反することとな
る。
- 本件事案においては、ライン職当時と比較した場合、俸給の特別調整額は支給
されなくなったものの、給与(いわゆる基本給)は下がっていない。仮に給与が
低下する異動が行われるとすれば、それは不利益処分であると判断されるのであ
ろう。

(2) 続いて、会員間の討議が行われた。

(ア) 「俸給の特別調整額が支給されず不利益を被った」との主張に関して、次のよう
な議論があった。

- 俸給の特別調整額とは、管理又は監督の地位にある一定の職員に対し、その占
める官職の職務ないし職責の特殊性に着目して支給されるものであるから、その
ような特殊性を有しない官職にある職員に支給されないことは、当然ではない
か。
- そのような制度趣旨に着目して「当然」(不利益ではない)と見るのか、ある

いは、「異動に伴って通常甘受すべき不利益」（不利益ではあるが合理的）と見るべきか、その説明の仕方には難しいところがある。

- 専門スタッフ職は、兼業を柔軟に認めることなどを前提に制度設計がされており、そうした前提が、俸給の特別調整額が支給されないことの経済的不利益を打ち消すことに繋がるのではないか。

(イ) 「転任先の官職（専門スタッフ職）を置く業務上の必要性はない」との主張に関して、次のような議論があった。

- 本件事案においては、転任先の官職（専門スタッフ職）について、業務上の必要性が認められているが、例えば、当該専門スタッフ職の後任を配置しない場合や、官職自体を廃止したような場合に、合理的理由が説明できないとすれば、業務上の必要性について疑問を呈されることもあろう。

(ウ) 「名誉感情が傷つけられた」との主張に関して、次のような議論があった。

- スタッフ職からライン職へ戻る可能性もあるのだとすれば、要は説明の仕方とその受け止め方の問題にすぎないのではないか。
- それまでのキャリアの中で培ってきた経験や能力があるのだから、やりがいのある仕事をさせてあげなければ、国家財産の損失になるのではないか。

(3) 次回会合は、10月16日（木）に開催することとした。